

京北病院が果たす機能の在り方の検討に係る調査等業務に係る事業者の募集について（募集要項）

京北病院が果たす機能の在り方の検討に係る業務について、別に定める「京北病院が果たす機能の在り方の検討に係る調査等業務公募型プロポーザル実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり事業者を募集します。

1 委託業務の目的

京北病院の運営は、平成23年4月に京都市立病院とともに地方独立行政法人法に基づく京都市立病院機構へと移行し、新たに介護老人保健施設、通所リハビリ施設、居宅介護支援事業所を開設・開所するなど、地域の高齢化に伴う介護ニーズに対応した業務の多角化を行い、高齢者の医療と介護サービスの拠点として機能強化を図ってきた。

本業務は、京北地域における人口減少や高齢化の状況を踏まえ、地域の医療・介護ニーズを的確に把握しつつ、今後も持続可能な医療・介護の提供を行うために、京北病院が果たす機能の在り方を検討するうえで、必要な調査・分析を行うものである。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名
京北病院が果たす機能の在り方の検討に係る調査等業務
- (2) 予定価格
500万円（税込額）
- (3) 契約期間
契約日から令和6年3月31日まで
- (4) 業務内容
京北病院が果たす機能の在り方の検討に係る調査業務仕様書のとおり。

3 参加資格

募集に参加できる事業者は、法人その他の団体で、本業務を実施する上で人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 公告の日から契約締結までの間、京都市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 賦課されている全ての税(国税及び地方税)を完納していること。
- (5) 代表者又は役員等が京都市暴力団排除条例(平成24年京都市条例第45号)第2条に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)でないこと。また、暴力団員等と社会的に非難される関係を有していないこと。
- (6) 国、地方公共団体又は国公立・公的医療機関が策定する行政計画、中期経営計画

等の策定支援業務を受託した実績を有すること。

(7) コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整っていること。

4 参加申込み及び企画提案書等の提出

参加希望者は、参加申込書及び企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年5月30日（火） 午後5時必着
ただし、持参の受付は平日午前9時～12時、午後1時～5時のみ。
- (2) 提出方法 持参又は郵送によること。
- (3) 提出場所 担当部署に同じ。

5 審査

契約予定事業者を選定するため、京都市立病院機構京北病院が果たす機能の在り方の検討に係る調査業務公募型プロポーザル審査委員会を設置し、審査するものとする。

なお、審査はプレゼンテーションによることを原則とするが、応募事業者が単独の場合には、書類審査により受託者を選定する場合がある。

※ 審査日、審査場所等の詳細は別途通知する。

6 審査結果

審査を受けた全ての提案者に文書で通知するとともに、機構ホームページにおいて公表する。

7 担当部署

地方独立行政法人京都市立病院機構 経営企画局 経営企画課

担当者 橘(たちばな)・柴田(しばた)

〒604-8845

京都府京都市中京区壬生東高田町1の2

電 話： 075-311-5311 F A X： 075-321-6025

E-mail： atachibana@kch-org.jp（橘） shqbb399@kch-org.jp（柴田）